平成22年度における子ども手当の支給に関する法律案（仮称）の概要

趣　旨

次代の社会を担う子どもの育ちを支援するため、平成２２年度において、中学校修了前までの子どもに子ども手当を支給する制度を創設する。

概　要

（１）子ども手当の支給

・中学校修了までの子ども一人につき、月額１万３千円（所得制限なし）の子ども手当を支給。

・支給等の事務は、市区町村（公務員は所属庁）。

・支払月は、平成22年６月、１０月、平成２３年２月、６月。

（２）子ども手当については、児童手当分を児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担し、それ以外の費用については、全額を国庫が負担。（公務員については所属庁が負担）

（３）児童育成事業（放課後児童クラブ等）については、事業主拠出金を原資として実施。

（４）子ども手当を市区町村に簡便に寄附できる仕組みを設ける。

（５）児童手当の既受給者に係る申請免除等の経過措置を設ける。

（６）政府は、子ども手当の平成23年度以降の制度の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

施行日　平成22年4月1日

子ども手当の創設（平成２２年度予算案）

○　子ども手当の創設（国庫負担金）　１兆4,722億円

（うち、給付費：１兆4,556億円（10か月分を計上）
事務費：166億円（市町村分164億円））

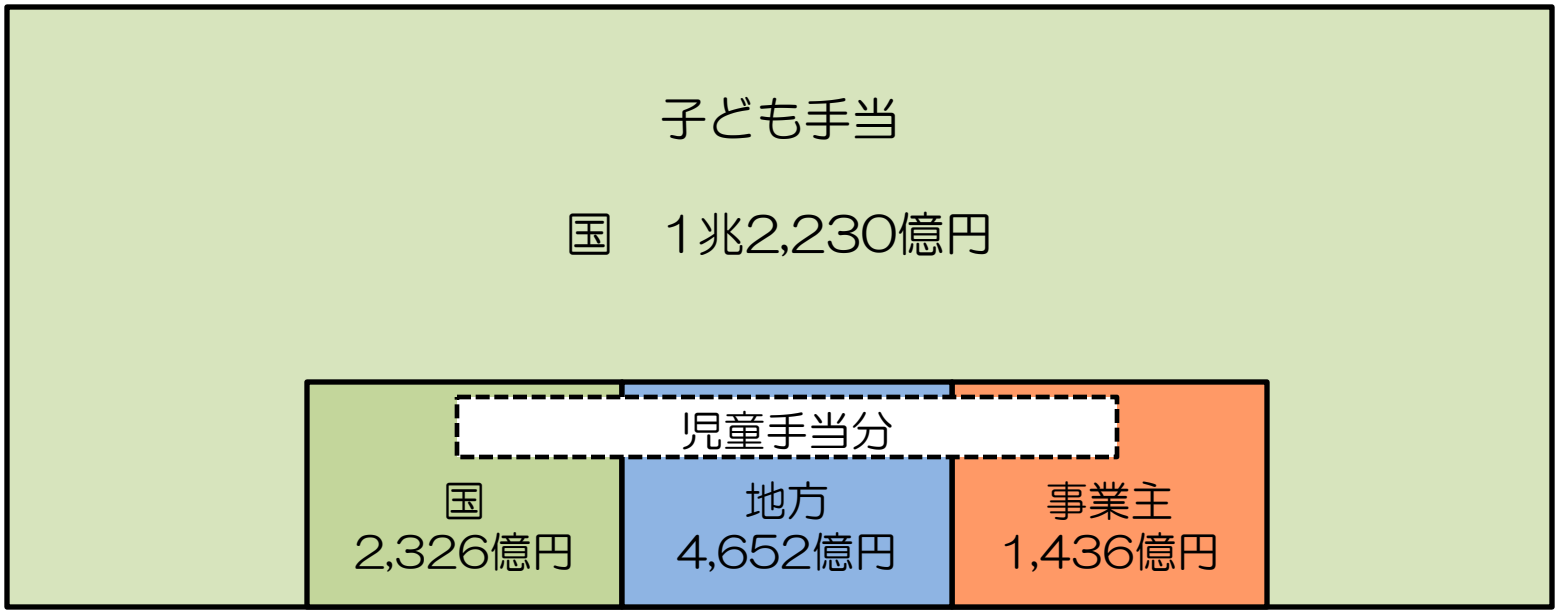

※1　上記とは別に、公務員については所属庁から支給する。
（国家公務員分：425億円、地方公務員分：1,486億円）

※2　地方公務員に係る額の引上げ等に伴い、地方公共団体の負担が実質的に増大しないよう、別途、「子ども手当及び児童手当地方特例交付金(仮称)」(2,337億円)を措置。

※3　子ども手当の円滑な実施を図るため、システム経費（123億円）を平成21年度二次補正予算案に前倒し計上。

平成22年度予算における子ども手当等の取扱いについて

標記について、以下のとおり合意する。

1. 子ども手当に関しては、以下の方針に沿って、所要額を平成22年度予算に計上するとともに、平成22年度分の支給のための所要の法律案を次期通常国会に提出する。

（1）中学校修了までの児童を対象に、1人につき月額13,000円を支給する。

（2）所得制限は設けない。

（3）子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担する。

（4）（3）以外の費用については、全額を国庫が負担する。

（5）公務員については、所属庁から支給する。

（6）現行の児童育成事業については、引き続き、事業主拠出金を原資に実施する。

2. 平成23年度における子ども手当の支給については、平成23年度予算編成過程において改めて検討し、その結果に基づいて平成23年度以降の支給のための所要の法律案を平成23年通常国会に提出する。

3. 子ども手当については、国負担を基本として施行するが、所得税・住民税の扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減に伴う地方財政の増収分については、最終的には子ども手当の財源として活用することが、国民に負担増をお願いする趣旨に合致する。また、児童手当の地方負担分についても、国、地方の負担調整を図る必要がある。

4. 3. の趣旨及び平成22年度予算における取扱いも踏まえ、所得税・住民税の扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減に伴う増収分が最終的に子ども手当の財源に充当され、児童手当の地方負担分の適切な負担調整が行われるとともに、平成21年12月8日の閣議決定に基づいて設置される「検討の場」において、幼保一体化等を含む新たな次世代育成支援対策の検討を進めることと併せて、「地域主権」を進める観点から、「地域主権戦略会議」において補助金の一括交付金化や地方が主体的に実施するサービス給付等に係る国と地方の役割分担、経費負担のあり方の議論を行い、その見直しについて検討を行う。これらの検討については、平成23年度予算編成過程において結論を得て、順次、必要な措置を講ずるものとする。

平成21年12月23日

国家戦略担当・内閣府特命担当大臣
総　務　大　臣
財　務　大　臣
厚生労働大臣